

船舶事故調査報告書

平成30年11月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年6月15日 10時55分ごろ
発生場所	熊本県天草市 <small>あまくさ</small> 亀島北東方沖 鬼池港防波堤A東灯台から真方位131°1,150m付近 (概位 北緯32°32.6′ 東経130°12.0′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、錨泊中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年7月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3.0m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：波向 南、波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期、潮流 西 北西流約2.8ノット（早崎瀬戸）、水温 約22℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、しばらく釣りを行った後、釣り場を移動し、亀島北東方沖で船首を北北西方に向け、船外機を中立運転として右舷船尾から水深約6mの海底に錨を投入し、錨索を約10m繰り出したところ、潮流により船体が西北西方に流されて錨索が緊張し、船尾が沈み込んだ。</p> <p>本船は、操縦者が錨を揚げようとしたものの、右舷船尾から波が打ち込んで浸水し、右舷側に転覆した。</p> <p>操縦者は、海上に投げ出され、防水型の携帯電話で自宅に電話を掛け、知り合いに救助依頼の連絡をするよう伝えて漂流していたところ、近くを通った定期旅客船に救命浮環を投入してもらい、付近を航行中の小型船舶に救助された。</p> <p>本船は、操縦者を救助した小型船舶にえい航されて天草市大島<small>いつわ</small>（五和）漁港に入港した。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、出力約1.47kWの船外機を搭載し、本事故当時、水面から船体中央部の船縁までの高さが約20cmであった。</p> <p>本船は、本事故当時、操縦者がふだん釣りを行っている錨泊場所よりも沖に錨泊していた。</p>
分析	本船は、亀島北東方沖において、潮流の強い海域で錨泊したことから、船体が圧流され、右舷船尾から伸出していた錨索が緊張して船尾

	<p>が沈み込み、右舷船尾から波が船内に打ち込んで右舷側に転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、亀島北東方沖において、潮流の強い海域で錨泊したため、船体が圧流され、右舷船尾から伸出していた錨索が緊張して船尾が沈み込み、右舷船尾からの波が船内に打ち込んで右舷側に転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶は、潮流の強い海域での錨泊を避けること。